

### 3. H27 年度点検におけるIV施設について

#### ■判定区分IV施設の対応

- ・平成 27 年度の点検において、判定区分IVが生じた場合は、引き続き道路メンテナンス会議に報告。

## 平成27年度点検の判定区分Ⅳの構造物リスト

○ 判定区分Ⅳの施設は、該当なし。（12月24日現在）

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
	※該当なし			

○トンネル、道路付属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
	※該当なし			

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態